

企業結合審査の大幅な見直しが実現

熾烈な競争が行われているグローバル市場において国際競争力を維持・強化していくために、企業は戦略的な企業組織の再編を行っている。この流れを積極的に促進するため、関経連では、企業結合審査の見直しを政府関係方面に要望してきた。そしてこのほど大幅な見直しが実現した。

グローバル競争の中で 重要になる戦略的な企業結合

企業組織の再編戦略は、産業ごとあるいは個別企業ごとに異なる。しかし、同一産業内で数多くの企業が激しい国内競争をしている結果、環境変化や技術革新による投資行動の規模やスピードなどで国際競争において劣後している場合も多い。

日本企業の競争相手が多い韓国では、1997年の通貨危機を契機に、財閥企業の過剰多角化を解消するため、政府の強い関与のもと、主要産業については各産業1社ないし2社とする大集約化が実行された。その結果、例えば、スケールメリットが大きい半導体分野における韓国企業の投資規模は、日本企業を大幅に上回っている。

このように企業結合（合併、株式取得など）による国際競争力の強化は、企業のグローバル経営への対応や国の経済成長をはかる産業政策において重要な選択肢の一つと考えられる。よって、グローバル市場において懸命に競争力を維持・強化しようとする企業が、その戦略として企業結合を計画する場合、政府に求められるのは、阻害要因を除去し、迅速かつ柔軟な企業結合を可能とする環境を整備していくことである。

企業結合審査の問題点

本来、経済活動である企業結合は自由に行われるべきであり、規制

は必要最小限とし、問題のないものはむしろ積極的に促進するような仕組みとすべきである。また、審査の当事者となる企業にとって極めて重要なのは、迅速性と予見可能性である。しかし、独占禁止法による現行の企業結合審査にはさまざまな問題点が指摘されている。

当会が取りまとめた「企業結合審査手続きの見直しに関する意見」（2010年11月15日発表）では、企業ヒアリングをもとに、以下5点の問題点を明らかにした。

1. 審査期間が長期にわたり、企業にとって審査終了時期の予見性が低い。
2. 担当官により判断のばらつきがあり、その裁量で膨大な資料提出が要求されることがある。
3. 行政サービスの一環として実施されている事前相談において、実質的な企業結合の可否の審査がなされており、口頭で通知される審査結果の判断根拠の説明が不十分である。
4. 市場を狭く解する傾向が強く、内外市場で激しい競争にさらされている企業現場の実態や実感と乖離している。
5. 審査にあたり、産業政策や国家戦略といった大局的な視点からの判断が不十分である。

企業結合審査見直しに向けた 政府の動き

企業結合については、政府の成長

戦略策定の議論のなかでも課題として取り上げられ、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、グローバル市場に配慮した企業結合規制（審査手続きおよび審査基準）の検証と必要に応じた見直しが指摘された。その後、9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において、見直し期限が2010年度中とされた。

こうした政府による見直しの動きに対し、当会では、先述の意見書において、①事前相談制度の位置づけを見直し、独占禁止法上の判断は正式な届出後に実施してもらいたい、②現行審査の問題点をふまえ、十分なコミュニケーションの確保、迅速な回答、審査の長期化の防止、予見可能性の向上をはかってもらいたい、③グローバルな競争をふまえた審査を行ってほしい、などの諸点を要望した。

政府における見直しについては、公正取引委員会を中心に検討が進められ、2011年3月4日に見直し原案が公表され、パブリックコメント手続きなどを経て、6月14日に見直し決定内容が発表された。届出規則やガイドラインの一部改正、対応方針の策定を行った後、7月1日から施行されている。

また、経済産業省所管の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）の一部改正が4月22日に国会で成立した。当会の要望もふまえ、産業政策当局と公正取引委員会の協議規定が盛り

込まれており、戦略的な企業再編の促進が期待される。

企業結合審査の見直し内容

公正取引委員会による見直しは、企業結合審査手続きの迅速性および予見可能性を一層高めるとともに、審査基準もグローバルな競争状況や市場動向の配慮などを明確化しており、当会の要望が十分に反映されたものになっている。見直し内容のポイントは以下のとおり(図)。

■審査手続きの見直し

①事前相談制度の廃止

会社が法定の届出を行う前に、独占禁止法上の問題の有無を任意に相談し、公正取引委員会が回答する事前相談制度を廃止する。独占禁止法上の判断は届出後に行う。ただし、届出書の記載方法などにかかわる届出前の相談は任意で可能とする。

②コミュニケーションの充実

届出会社と公正取引委員会とのコミュニケーションの充実のため、第2次審査に進み、届出会社に対し公正取引委員会が報告などを求める際は、その趣旨を明示するとともに、求めに応じて論点などを説明する。届出会社は、いつでも意見書または資料を提出できるものとする。

③審査結果の届出会社への通知

審査結果は文書にて通知する。特に、第2次審査結果は、理由を含めて書面により説明する。

■審査基準の見直し

①審査対象とならない場合を明確化
議決権保有比率が10%以下などのときは、企業結合審査の対象とならないことを明示。

②グローバル市場の認定の明確化
国境を越えた市場画定を認めることが明確にされた。すなわち、内外の主要な供給者が世界(または東ア

ジア)中の販売地域において実質的に同等の価格で販売しており、需要者が世界(または東アジア)各地の供給者から主要な調達先を選定しているような場合が該当するとされた。

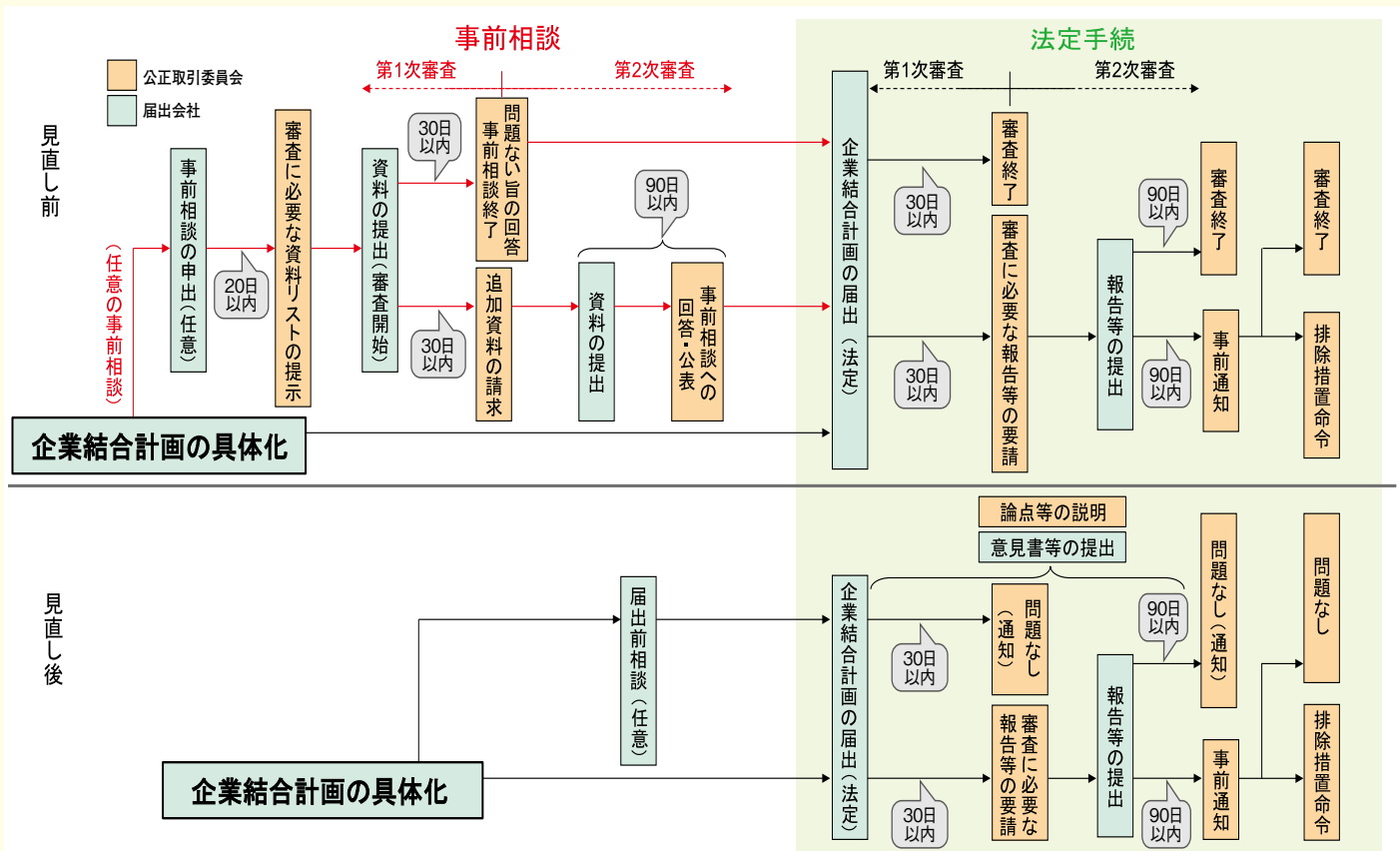
③競争を制限するか否かの判断要素
需要が継続的・構造的に減少している場合は、相対的に需要者の交渉力が強くなるため、競争促進要素として評価する旨が追記された。

また、現在輸入が行われているか否かにかかわらず、輸入圧力を評価すること、近い将来における競合品の競争圧力(隣接市場からの競争圧力)についても考慮の対象とすることが、それぞれ明示された。

競争制限性が低いと評価する破綻認定については、債務超過でなくとも、会社全体または事業部門単位で継続的に大幅な経常損失を計上している場合も考慮する旨が追記された。

(理事 藤原幸則)

〈図 企業結合審査手続きの流れ〉



出所: 公正取引委員会資料より作成